

(第 2105 報) かずさ水道広域連合企業団水道水等における放射性物質の
 測定について

当広域連合企業団の浄水場において、令和5年3月28日に採取した原水及び浄水には、放射性セシウムは検出されませんでした。

1 測定結果

(単位：Bq (ベクレル) /kg)

採取日	項目		原水	浄水	
			大寺浄水場 取水口	大寺浄水場	十日市場浄水場
令和 5 年 3 月 28 日	放射性 セシウム	Cs-134	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)
		Cs-137	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.7)
		合計	不検出	不検出	不検出 第 2 1 0 3 報測定 結果 (指標値内)

測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 CANBERRA 社製 GCOM 60018

測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

- ※ 1 水道水中の放射性物質に係る目標値 (平成 24 年 3 月 5 日付け厚生労働省健康局水道課長通知より)
 ・放射性セシウム(セシウム 134 及び 137 の合計) (飲料水) 10Bq/kg
- 2 摂取制限及び解除の目安 (平成 24 年 3 月 5 日付け厚生労働省健康局水道課長通知より)
- ① 摂取制限の目安
- ・ 1 回の検査であっても目標値を著しく上回る等、その水道水を継続して飲用することによって WHO 飲料水
 水質ガイドラインの個別線量基準である 0.1mSv を超えるおそれのある場合
 - ・ 水道施設の点検・整備や複数回の放射能検査によっても、なお長期間目標値を超過することが見込まれる
 場合。
- ② 摂取制限の解除の目安
- 目標値超過の原因が明らかとなり、それが回復したことが放射能濃度等で確認された場合。
- 3 「検出限界値」とは測定において検出できる最小値をいい、同じ機器で測定を行っても、検体ごとに変動し
 ます。また、「不検出」とは、検出限界値を下回っていることを示しています。

県企業局 <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/>

県水政課 <http://www.pref.chiba.lg.jp/suisei/>

県大気保全課 <http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/h23touhoku/houshasen/index-sokutei.html>